



うちなー健康経営宣言

第 494 号

令和 4 年 6 月 27 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

経済活動を通じたまちづくりと商工業活性化のため、本商工会は健康づくりを率先して行い、商工会スタッフ・会員企業の健康増進を図っていきます。商工会会員の皆様のみならず地域全体が健康でいられるように、村全体に健康づくりの輪を広げ、元気なまちづくりを推進していきます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 適正飲酒対策に取り組む。
5. 血圧管理に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。